

事務事業名	補装具費支給事業		担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	4	障がい者の自立と社会参加の支援
成果指標	名称		単位	6 年度実績	
	補装具の交付者数		人	93	
事業概要	国の障害者総合支援法に基づき給付を行っている。 身体障がい児者の部分的欠損または身体の機能の損傷を、直接に補うための用具（補装具）を交付・修理を行い、身体障がい児者の社会生活や日常生活の能率向上を目的とする。補装具に係る法令に定める基準額を上限とする。 介護保険法により、支給又は貸与を受けられる者は、給付の対象から除く（オーダーメイドによるものは障がい者総合支援法にて給付） 補装具の種類 視覚障害：盲人安全つえ、義眼 聴覚障害：補聴器 肢体不自由者：義肢。装具、車いす座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ（T字つえ除く） その他法令に定める補装具交付・修理を受けたものは、1割負担。（所得制限有） 国県補助金：国1/2、県1/4				
6 年度 実績・成果・課題	補装具申請者数：93人（R5年度83人） 補装具交付者数：93人 補装具給付率：100% 給付額：11,675千円（R5年度8,600千円） 補装具の相談対応は依然として多く、前年度・前々年度と比べて給付額は増加している。介護保険サービスのレンタルや高齢者への補聴器独自助成制度等もあるため、適切なサービスの案内と利用を促していく必要がある。 また、補装具の種目や購入費用額の算定基準の変更等にも適切に対応し、迅速・正確なサービスの給付に努める。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】				